

障害児通所支援に係る留意事項

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



次第

1. 指導事例

2. 医療的ケア児に係る報酬算定に係る事務手続き



1. 指導事例



1. 指導事例

取扱方針・情報の提供等

- 提供する児童発達支援等の質の評価及び改善（自己評価）を定期的に行っていない。
- 児童発達支援事業等を利用する障害児の保護者による評価を受けていない。
- 自己評価等の結果について県に提出していない。
- 自己評価の結果について、誰でも閲覧できるように公表されていない。

- 自ら提供するサービスが適切かどうかについては、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインが策定されているため、活用すること。
- 自己評価を行っていない場合は、自己評価結果等未公表減算の対象となる。



1. 指導事例

基本報酬区分

- 児童発達支援（センター及び主として重心を除く）：前年度の利用者実績で、利用者に占める未就学児の割合が70%未満であるにも関わらず、「区分Ⅰ」を算定していた。
 - 放課後等デイサービス（主として重心を除く）：運営規程に定めるサービス提供時間が3時間未満であるにも関わらず、「区分Ⅰ」を算定していた。
 - 指定権者に届け出なく医療的ケア児に係る基本報酬を算定していた。
- 前年度利用者実績がない場合(1年以上)は、児童発達支援の基本報酬は「Ⅱ」となる。
 - ここでいう「サービス提供時間」は送迎の時間を含まないこと。
 - 医療的ケア児に係る基本報酬については、後述「2. 医療的ケア児に係る報酬算定に係る事務手続き」を参考にすること。



1. 指導事例

欠席時対応加算（I）

- 利用中止の連絡のあった日時、障害児の状況確認、相談援助の内容が記録されていなかった。

- 欠席時対応加算は、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に、急病等により中止の連絡があった場合であって、障害児又はその家族との連絡調整、その他の相談援助を行うとともに、障害児の状況やその相談内容等を記録した場合に算定できる。



1. 指導事例

延長支援加算

- 運営規程に定める営業時間が8時間以上でない。
- 営業時間を超えた支援となっていない。
- 延長時間帯に、指定通所基準に定められた直接支援業務に従事する職員が1名以上配置されていない。
- 延長した支援が必要であることが、「障害児支援利用計画」に位置付けられていない。



1. 指導事例

延長支援加算

- ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間を含まないものであること。
- 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。
- 延長時間帯に、指定通所基準の規定により配置すべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1名以上配置していること。
- 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等、「延長した支援が必要かつやむを得ない理由」があり、かつ当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。



1. 指導事例

送迎加算

- 居宅以外の「特定の場所」へ送迎する場合について、「特定の場所」を定める保護者の同意書がなかった。

- 送迎については、事業所と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄り駅や集合場所まで行ったものについても同加算を算定できるが、事前に保護者に同意を得た上で、特定の場所を定める必要があることに留意すること。
- あくまで事業所と居宅間の送迎が原則であるため、利用者や事業所の都合により特定の場所以外の送迎を行う場合や、居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には、算定対象外となる。（事業所外で支援を行った場合、活動場所から居宅等への送迎は算定対象となる。）



1. 指導事例

定員超過利用減算

＜基本原則＞ 指定基準において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスの提供を行ってはならない。

＜やむを得ない事情がある場合の取扱い＞

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めること。

- 事業所においては毎月の報酬請求に当たって、資料掲載している「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により定員超過利用減算の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。
- やむを得ない事情の考え方は、資料掲載している「障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について」を確認すること。



2. 医療的ケア児に係る報酬算定に係る事務手続き



2. 医療的ケア児に係る報酬算定に係る事務手続き

(1) 概要

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児に対する支援の充実を図るため、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、看護職員を配置して医療的ケアを必要とする障害児を支援したときの報酬が見直された。
- 障害児の医療濃度に応じ、「3:1(新判定スコアで15点以下の児)」、「2:1(新判定スコアで16~31点の児)」又は「1:1(新判定スコア32点以上の児)」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な基本報酬が手当てされる。



2. 医療的ケア児に係る報酬算定に係る事務手続き

(2) 算定の前提（医療的ケア区分と必要な看護職員数）

- 医療的ケア児は、医療的ケアスコア（＝医療濃度）に応じて、医療的ケア区分の判定がされ、医療的ケア区分が高いほど、看護職員の配置を手厚くする必要が生じ、その分報酬も高くなる。

医療的ケア区分	医療的ケアスコア	医療的ケア児：看護職員数	報酬 (10人定員の放デイ場合)
3	32点以上	1:1	2,604単位
2	16点以上	2:1	1,604単位
1	3点以上	3:1	1,271単位
なし	—	—	604単位



2. 医療的ケア児に係る報酬算定に係る事務手続き

(3) 基本的な配置基準

- 医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、一般型事業所は、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1人以上配置すること。

※ 日雇派遣による看護職員は医療的ケアを行わないため、ここでいう「配置」としては認められない点に留意すること。



2. 医療的ケア児に係る報酬算定に係る事務手続き

(4) 算定要件（指定権者への届け出）

- 医療的ケア児に係る基本報酬を算定する上では、あらかじめ指定権者に届け出をする必要がある。
- 届け出に当たっては、次項のような表により、標準的な月における
 - ・ 医療的ケア児の利用日数及び人数
 - ・ それに伴う必要看護職員数
 - ・ 配置看護職員数を記載し、配置看護職員合計数が必要看護職員合計数以上になっていることが分かる資料を作成し、指定権者に提出するものとする。
- なお、届け出をすれば必ず医療的ケア区分に応じた基本報酬を請求できるというのではなく、あくまで、前述の要件を満たして初めて医療的ケア区分に応じた基本報酬を請求できるものである点に留意すること。



2. 医療的ケア児に係る報酬算定に係る事務手続き

(4) 算定要件（指定権者への届け出）＜様式例＞

		4月																														合計
		1日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
医療的ケア児 利用児童数	区分3 (32点以上)	1						1							1								1						1			
	区分2 (16点以上)	1				1		1					1		1					1			1				1					
	区分1 (3点以上)	2			2	2		2	2		2	2		2		2		1	2	2			2	2		2	2		2			
	合計	4	0	0	2	3	0	0	4	2	0	2	3	0	0	4	0	1	2	3	0	0	4	2	0	2	3	0	0	3	0	
必要看護職員 数	区分3 (32点以上)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
	区分2 (16点以上)	0.5	0	0	0	0.5	0	0	0.5	0	0	0	0.5	0	0	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0	0.5	0	0	0.5	0	0	0	0	
	区分1 (3点以上)	0.66	0	0	0.66	0.66	0	0	0.66	0.66	0	0.66	0.66	0	0	0.66	0	0.33	0.66	0.66	0	0	0.66	0.66	0	0.66	0.66	0	0	0.66	0	
	合計	2.16	0	0	0.66	1.16	0	0	2.16	0.66	0	0.66	1.16	0	0	2.16	0	0.33	0.66	1.16	0	0	2.16	0.66	0	0.66	1.16	0	0	1.66	0	
配置看護職員数		2			1	1		2	1		1	1			2		0	1	1			2	1		1	1		2				

注) 医療的ケア児が利用し、看護職員が配置されない場合は基本的には想定していないが、ここでは考え方を示すために記載している。

区分3の医療的ケア児が1人・・・必要看護職員数は1人
 区分2の医療的ケア児が1人・・・必要看護職員数は0.5人
 区分1の医療的ケア児が2人・・・必要看護職員数は0.66人
 ⇒ 必要看護職員数は合計2.16人

実際に配置した看護職員数(配置看護職員数)が、日ごとに必要看護職員数以上となる必要はない。

一月の合計で、
 必要看護職員合計数
 ≤
 配置看護職員合計数
 となれば良い。



2. 医療的ケア児に係る報酬算定に係る事務手続き

(5) その他

- 制度の詳細については、資料掲載している

「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(Vol.2)」

(令和3年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
事務連絡) をご参照ください。



「障害児通所支援に係る留意事項」は以上となります。

